

鳥取大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程 における留意事項（教育・研究）

平成28年3月22日
学 長 裁 定
令和4年1月28日一部改正

鳥取大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程（以下「規程」という。）
第5条第3項及び第6条第4項に定める留意事項は、以下のとおりとする。

第1 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例（第5条関係）

規程第5条第2項のとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなるが、不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は、次のとおりである。

なお、次の具体例については、正当な理由が存在しないことを前提とする。

また、次の具体例以外でも不当な差別的取扱いに当たり得るものがあることに留意するものとする。

（以下、例示）

- 障害があることを理由に受験を拒否すること。
- 障害があることを理由に入学を拒否すること。
- 障害があることを理由に授業受講を拒否すること。
- 障害があることを理由に実習、実験、研修、フィールドワーク等への参加を拒否すること。
- 障害があることを理由に進路相談、就職活動におけるサポート、関連研修の実施を拒否すること。
- 試験等において、合理的配慮を受けたことを理由に評価に差をつけること。
- 障害があることを理由に研究指導を拒否すること。
- 障害があることを理由に事務窓口等での対応順序を劣後させたり、付添者が代行申請することを認めないこと。
- 障害があることを理由に式典、行事、説明会、シンポジウム等への出席を拒否すること。
- 障害があることを理由に施設等の利用やサービスの提供を拒否すること。
- 障害があることを理由に学生寮への入居を拒否すること。

第2 合理的配慮に当たり得る配慮の具体例（第6条関係）

合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対し

て、その状況に応じて個別に実施される措置である。その内容は、規程第6条第1項から第3項までのとおり、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的状況等に応じて異なり、多様かつ個別性が高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応する必要があるが、具体例は、次のとおりである。

なお、次に掲げる具体例については、過重な負担が存在しないことを前提とする。

また、次に掲げる具体例以外にも合理的配慮に当たり得るものが多数存在することに留意するものとする。

(物理的環境への配慮)

(以下、例示)

- 車椅子利用者のためにキャスター上げ等の補助をし、又は段差に携帯スロープを渡すこと。
- 図書館やコンピュータ室、実験・実習室等の施設・設備を、他の学生と同様に利用できるように改善すること。
- 移動に困難のある学生のために駐車場を確保すること。
- 配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡したり、図書やパンフレット等の位置を分かりやすく伝えたりすること。
- 移動に困難のある学生が参加している授業で、使用する教室をアクセスしやすい場所に変更すること。
- 易疲労状態の障害者からの別室での休憩の申し出に対し、休憩室の確保に努めること。

(入学支援)

(以下、例示)

- オープンキャンパスにおいて、入学希望者の相談窓口を設けること。
- 入学試験において、個々の学生の障害特性に応じて、試験時間を延長したり、別室受験、座席位置の配慮、支援機器の利用、点字や拡大文字の使用を認めたりすること。
- 入学試験において、注意事項や指示を、個々の学生の障害特性に応じて、口頭で伝えるだけでなく紙に書いて伝達を行うこと。
- 入学式において、手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイク、補聴システムなどの情報保障を行うこと。
- 入学式において、個々の学生の障害特性に応じて、座席位置の配慮、支援機器の利用等を認めたりすること。
- 入学時のガイダンス等が集中する時期に、必要書類やスケジュールの確認などを個別に行うこと。

(学習支援)

(以下、例示)

- 履修登録の際、履修制限のかかる可能性のある選択科目において、機能障害による制約を受けにくい授業を確実に履修できるようにすること。
- シラバスや教科書・教材にアクセスできるよう、個々の学生の障害特性に応じて、電子ファイルや点字・拡大資料等を提供すること。
- 授業や実習、研修、行事等のさまざまな機会において、手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイク、補聴システム、サポーター学生の配置などの情報保障を行うこと。
- 授業や実習、研修、行事等のさまざまな機会において、個々の学生の障害特性に応じて、座席位置の配慮、支援機器の利用等を認めたりすること。
- ことばの聞き取りや理解・発声・発語・発話等に困難を示す学生のために、必要なコミュニケーション上の配慮を行うこと。
- 授業中教員が使用する資料を事前に提供し、事前に一読したり、読みやすい形式に変換したりする時間を与えること。
- 口頭の指示だけでは伝わりにくい場合、指示を書面で伝えること。
- ICレコーダー等を用いた授業の録音を認めること。
- 授業中、ノートを取ることが難しい学生に、板書を写真撮影することを認めること。
- 感覚過敏がある学生に、サングラス、イヤーマフ、ノイズキャンセリングヘッドフォンの着用を認めること。
- 授業でのディスカッションがある時には、個々の学生の特性に応じて支援機器を利用する、授業の流れを事前に提示する、グループ編成の配慮等を行い、場合によっては、テキストベースでの意見表明を認めたりすること。
- 運動障害により特定の作業が難しい障害者に対し、教職員や支援学生を配置して作業の補助を行うこと。
- 障害のある学生が参加している実験・実習等において、特別にティーチングアシスタント等を配置すること。
- 教育実習、病院実習等の実習授業において、合理的配慮の提供が可能な機関での実習を認めること。
- 教育実習、病院実習等の実習授業において、事前に実習施設の見学を行うことや、支援学生にあわせた手順書を添付するなど、通常よりも詳しいマニュアルを提供すること。
- 曜日や時間等の変更のきかない定期的な通院等によって授業を欠席しなければいけない時は、学習を確保できる方法を工夫すること。
- 授業出席に介助者が必要な場合には、介助者が授業の受講生でなくとも入室を認めること。
- 大学行事や講演、講習、研修等において、適宜休憩を取ることを認めたり、休憩時間を延長したりすること。
- 定期試験において、個々の学生の障害特性に応じて、試験時間を延長したり、別室受験、座席位置の配慮、支援機器の利用、点字や拡大文字の使用を認めたりすること。
- 定期試験の注意事項や指示を、個々の学生の障害特性に応じて、口頭で伝えるだけでなく紙に書いて伝達を行ったり、支援機器を利用したりすること。
- 成績評価において、本来の教育目標と照らし合わせ、公平性を損なわない範囲で柔軟な評価方法を検討すること。
- 障害が理由による体調不良によってレポート等の提出期限に間に合わない可能性が高いと

きに、期限の延長を検討すること。

- 卒論発表及び口頭試問において、個々の学生の障害特性に応じて、別室発表、支援機器の利用等や、公平性を損なわない範囲で柔軟な評価方法を検討すること。

(就職支援)

(以下、例示)

- 就職支援において、外部機関と連携のうえ、個々の学生の障害特性に応じた支援を行うこと。

(学生生活支援)

(以下、例示)

- 事務手続きの際に、教職員や支援学生が必要書類の代筆を行うこと。
- 障害のある学生でイラストや手順書等視覚的情報支援を希望する者にはこれらを提供すること。
- 間接的な表現が伝わりにくい場合、より直接的な表現を使って説明すること。
- 口頭の指示だけでは伝わりにくい場合、指示を書面で伝えること。
- 視覚障害や肢体不自由のある学生の求めに応じて、事務窓口での同行の介助者の代筆による手続きを認めること。